

2015年1月22日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2015年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

大震災・原発事故から3年10カ月が経過しました。故郷を離れ4回目の年明けを迎えた12万人余の避難者はもちろんのこと、いまだ原子力災害「有事」の下、全ての県民がその只中にいることを改めて肝に銘じなければなりません。

一方で安倍首相は、相馬市で行った総選挙第一声で「この相馬市以外ではありますが・・・12万人の皆さんがこの福島県ではつらい生活をしておられる」と述べました。これは、避難指示地域だけが「被災地」、避難者のみが「被害者」であるかのように原発事故と被害をわい小化しようとするものです。

総選挙後、問答無用の特定避難勧奨地点解除や商工業者への賠償打ち切り案の提示、中間貯蔵施設設置に向けた強権的姿勢など、国と東京電力の加害責任投げ捨てともいふべき事態が加速しています。どの問題を取っても、福島原発の事故も被害も終わったこととして扱う文字通りの「福島切り捨て」であり、その影響は一部の県民の利害にとどまりません。全国の原発再稼働や海外輸出という国の原発推進と一体のこれらの動きをはね返すために、県の役割発揮を求めるものです。

安倍首相は年頭から「（総選挙で）信任という大きな力を得た」と宣言し、5日の年頭会見で集団的自衛権や憲法改定の具体化、原発再稼働について問われ「実行していく責任を負っている」と語りました。しかし「アベノミクス」の是非一本に総選挙の争点を絞り込もうとしたのは首相自身です。そもそも総選挙で自民党が獲得した票は、有権者比では比例代表で17%にすぎず、国民が「白紙委任」など与えていないことは明らかです。選挙後の各種世論調査をみても、安倍政権がこれからすすめようとしている主要な問題のすべてで国民の5割から6割が反対の意思表示をしており、小選挙区制の「虚構の多数」頼みの強行は許されません。

また、憲法を「戦後レジームからの脱却」の名で否定する安倍首相の野望も無視できない重大問題です。戦後の世界秩序が、ファシズムと軍国主義による侵略戦争の断罪の上に成り立っており、これを否定すれば世界でもアジアでも生きる道がないこと

は、知事が12月定例会で答弁した通りです。県として、この立場をしっかりと発信することが求められます。

国は来年度で集中復興期間を一区切りとしていますが、本県の復興はいまだ緒に付いたばかりであり、特に住まいや生業、コミュニティの再生を中心とした人間の復興は今後も長期にわたる課題です。県予算編成にあたっては、県民生活を守る福祉型県づくりのための予算へ抜本的に転換するとともに、原子力災害の加害責任を確実に果たすよう国に強く求めることが重要です。

2月定例会に先立ち、以上の観点に立って県来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

一、2015年度県予算編成について

今月14日、国は96兆3,420億円にもなる2015年度予算案を閣議決定しました。集団的自衛権行使容認を前提とした過去最高額の4兆9,800億円もの防衛関係予算が計上されている他、冬季加算廃止も含めた生活保護費や社会保障費の無慈悲な削減、「残業代ゼロ」のホワイトカラーエグゼンプションをはじめとする働くルール破壊、沖縄新基地建設、何より全国の原発再稼働などが内容として盛り込まれており、県政にも多大な影響が予想されます。

1. 避難指示区域の商工業者への営業損害賠償すら5年で打ち切る素案を持ち出すなど、国による露骨な「福島切り捨て」が進行している事態を重く捉え、全ての被災者を支援する県の立場を予算編成の要とすること。
2. 国の社会保障切り捨てを許さず、県民生活を守る防波堤としての役割を發揮すること。
3. 福島特措法の改正については、産業支援にとどまらず一人一人の生業と生活の再建を復興の基本とし、被災県民の実態と要望に即した被災者支援もこの中で行うよう国に求めること。
4. 復興交付金については、集中復興期間を延長し柔軟活用できるものとするよう国に求めること。
5. 復興を支える自治体職員の増員をはかること。
6. 本県独自の18歳以下の子どもの医療費助成制度を継続するとともに、財源保障を国に求めること。
7. 全国に誇れるわが県の「30人以下学級」を継続するとともに、小中学校全学年に対象を拡大すること。
8. 新設されるこども未来局を中心に、深刻化する子どもの貧困対策に本格的に取り組むこと。
9. 大震災・原発事故を体験した福島県の児童一人一人に寄り添う教育となるよう、少人数学級をさらに充実させること。必要な正規教員の加配を行うためにも、教育予算を拡充すること。

二、震災復興とイノベーション・コースト構想について

1. 県の復興計画見直しにあたっては、あらためて、原発震災の最大の犠牲者である被災者の侵害された人権の回復、生活と生業の再建、被災地域社会の復旧・復興が最大の課題であるとの位置づけを明確にすること。
2. 復興にかかわって整備されるさまざまな拠点について、県民の暮らしや生業の再生、県内中小業者の再建・起業・技術開発・人材育成、県内産業の育成・雇用の創出につながるものである位置づけを明確にすること。
3. イノベーション・コースト構想の具体化にあっても、浜通り地域を中心に、県内地域の産業と暮らしを支えていた農家、漁家、中小企業、協同組合、NPO法人、県・市町村を、その推進の単なる「参画促進」の対象ではなく、重要な主体と位置づけ、地域内再投資力の再形成を図ること。
4. イノベーション・コースト構想の具体化・整備に費やされる資金や、整備以降に生み出される資金の大半が県外の企業のもとに流れる結果を招かない仕組み構築を図ること。

三、原発への回帰を許さず、エネルギー政策転換へ福島から発信を

1. 「原発に依存しない社会」実現の確かな道である「原発ゼロの日本」を、次世代へ継承するメッセージとしてこの福島から発信すること。
2. 原発再稼働が福島切り捨てと「表裏一体」との認識を持ち、全国の原発再稼働にきっぱりと反対の意志表示をすること。
3. 原発再稼働・輸出といった原発推進政策の前提となっている国の「エネルギー基本計画」の撤回を求めること。
4. 原発労働者を未権利状態に置く最大の原因である多重下請け構造に抜本的にメスを入れ、すべての原発労働者を東京電力の直接雇用とともに、国家的プロジェクトにたずさわるにふさわしい待遇とするよう求めること。
5. 作業員の死亡事故など重大な労災事故が連続して発生している事態を重く受け止め、原因究明と再発防止・安全対策を国と東京電力に強く求めること。
6. 「再生可能エネルギー先駆けの地」をめざす県として、国に対しても再生可能エネルギーの爆発的普及政策への転換を強く求めること。
7. 温暖化対策のため、新たな火力発電所の設置を認めず、既存火発の燃料である石炭消費量を抑えるために事業者の電力消費量を削減することを含め、その効率化を図るなど、温室効果ガスの排出削減にとりくむこと。
8. 県として、地域固有の資源である地域のエネルギーの活用を図る地域主体、住民と企業が協働で進める事業、その収益を地域づくりに使用する事業を支援し、「県民が主役となり、県内で資金が循環し、地域に利益が還元される仕組み」の本格的な構築を、条例制定を含めて検討すること。

四、除染の促進と中間貯蔵施設について

(1) 除染の促進について

1. 市町村が行う除染については、各戸の汚染状況にもとづく市町村の判断を尊重し財源保障すること。
2. 仮置き場が決まらず汚染土壌を宅地内などに現場保管しているものについて、保管料等何らかの補償を行うこと。
3. 除染を行わずに「調査にて終了」とする扱いについて、年間1ミリシーベルト以上を基準とする自治体については再考を求め、住民の意思が尊重されるよう市町村に徹底すること。
4. 除染事業者や作業員への未払い問題が発生していることから、元請け事業者に対して適切な支払いを行うよう指導すること。

(2) 中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設の搬入時期を一方的に表明し、用地問題が解決しないままストックヤードの建設事業者を決定するなど、通常の公共事業ではありえない国の強引な推進姿勢が中間貯蔵施設設置事業にいつその困難を持ち込んでいます。

県は地権者の要望が実現されるよう国に働きかけるとともに、事業推進にあたっては地権者の合意を重視し、強権的な手法を厳に慎むよう国に求め、加害者としての責任を果たさせること。

五、全ての被災県民に対する完全賠償について

A DRを通じて被害実態を東京電力に迫る集団申し立てが県内各地で運動化しはじめています。完全賠償を求める県民の声は切実です。一方で、商工業者の賠償終期を5年とする素案を持ち出すなど、東京電力と国の加害責任放棄は重大です。

1. 県原子力損害対策協議会全体会を開催し、現時点での賠償の実態と課題を共有し、国と東京電力に対して、完全賠償を求めること。
2. 福島第一原発事故に伴う商工業等の営業損害賠償の終期を2016年2月とする「素案」の撤回を、国と東京電力に求めること。
3. 賠償金の非課税措置を国に求めること。
4. A DR 和解案については、加害責任を自覚し速やかに応じるよう東京電力に求めること。

六、一人一人の被災者の生活と生業の再建について

(1) 避難者支援について

1. 避難指示の解除に当たっては、住民の意見を尊重し国が一方的に解除を行うことがないように求めること。
2. 避難者の帰還の前提となるライフラインの整備、とりわけ飲料水については被災者の心情にも十分配慮し、安全・安心な水の確保に万全を期すこと。沢水を活用していた飯舘村の飲料水確保に当たっては、東電が賠償で井戸掘りを実施している葛尾方式を認めるよう東電と国に求めること。

(2) 仮設住宅等住まいの問題について

1. 仮設住宅の入居期間を 2016 年 3 月以降も継続できるようにすること。
2. 仮設、みなし仮設住宅の住み替えについては、避難生活の長期化に伴う生活環境の変化に応じ、柔軟に住み替えを認めるよう国に求めること。
3. 仮設住宅の集約化は、被災者に配慮し慎重に行うこと。
4. 復興公営住宅の建設を促進するとともに、木造仮設住宅の払い下げ等を含めて避難者の多様な住宅確保のニーズに対応すること。
5. 地震・津波被災者の持家再建を支援するため、国の被災者生活再建支援法の支援金引き上げを求めるとともに、県として独自の支援を行うこと。

(3) 生活と健康対策について

1. 避難指示解除後も依然半数以上が帰還していない旧緊急時避難準備区域からの避難者や、帰還してもなお不安を抱える住民に対して、賠償の継続を求めるとともに、何らかの生活支援策が講じられるよう国に求めること。
2. 子ども被災者支援法が実効ある立法として機能するよう国に具体的施策の実施を求めること。
3. 医療・介護の保険料、利用料等の減免を来年度も継続するとともに、すでに終了した地震・津波の被災者についても再開すること。

(4) 事業者等の支援について

1. 税の申告猶予が本年 3 月末で終了し納税を求められる被災事業者が発生する。賠償金非課税措置を国に求めるとともに、税の徴収猶予、分割納付について制度の周知と適用を進めること。
2. 防災集団移転に伴う土地買い上げの補償金が収入とみなされると、住民税や国保税、介護保険料が大幅に上がり、連動して介護保険の補足給付等も受けられなくなる事例が発生しかねない。国にこの補償金を所得とみなさない特例措置を求めるとともに、県独自の対策を講じること。
3. 事業者や住宅の二重ローン解消の支援策の積極的活用を図るため、制度の周知徹底を図るとともに、相談活動を強化すること。

七、農林水産業、中小企業の復興について

T P P による関税撤廃を柱とする安倍政権の農業政策は、経済効率優先に日本の農業を縮小再編し、アメリカと大企業にまるごと売り渡すものであり、本県の復興にとっても大きな障害となるものです。

(1) 農林水産業について

1. 農業、農村地域を壊滅させる T P P からの撤退を国に求めること。
2. 原発事故で大打撃を受けた農林水産業の再建を本県復興の重要な基盤と位置づけ、家族農業者とその共同を基本に、自然の力を生かした持続的・循環型の生産を構築すること。
3. 福島県の気候、立地条件を生かした米と野菜、果樹、花卉と畜産など複合経営に

よる経営の安定と集落営農を推進し、耕作放棄地の解消を図ること。

4. 主食である米の生産を守るため、米価下落への緊急対策をはじめとする以下の施策に取り組むこと。
 - ア. 過剰米の市場隔離など政府の責任で米の需給安定を図るよう求めること。
 - イ. 毎年70万トンにもなるミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
 - ウ. 米直接支払交付金の半減措置を撤回し、昨年同額にするよう国に求めること。
 - エ. 生産費に見合う価格保証（不足払い制度）と水田の持つ環境保全、国土保全等の多面的機能に対する直接支払制度の拡大等で再生産可能な米価を求めるとともに、県の独自支援を実施すること。
5. 森林除染と林業育成を一体的に促進すること。

（2）中小商工業について

1. 昨年4月の8%への消費税増税が震災・原発事故からの本県の復興をさまたげている。10%への再増税中止を国に求めること。
2. 小規模事業者を“日本経済を支える重要な存在”として捉えなおし、「小規模企業振興基本法」の周知と具体化を図ること。
3. 中小零細業者の事業再建に向けて、グループを組めない事業者に対してもグループ補助と同等の支援を行うこと。

（3）雇用、労働環境改善について

1. 福島市のパナソニックの事業縮小・再編による雇用不安を重く受け止め、雇用維持に向け、地元での新たな事業展開も含めて引き続きパナソニックに要請すること。
2. 労働者を物扱いし使い捨て労働を加速させる労働者派遣法改悪の中止を国に求めるとともに、正規雇用が当たり前の働くルールを確立するため、中小企業を支援する県独自の施策を創設すること。
3. 過労死増加を招きかねないサービス残業合法化の、ホワイトカラーエグゼンプション導入を断念するよう国に求めること。

八、福祉型の県づくりを進めることについて

（1）医療・介護・福祉等の施策について

1. 医療介護総合法が具体化されるにあたって、医療・介護が利用しにくくならないよう各種対策を強化すること。
2. 震災後、全県的に福祉現場の職員確保が困難になっている本県の状況を重く受け止め、県独自の待遇改善策を講じるなど医療・介護労働者の確保対策を強化すること。国の介護報酬引き下げに反対し、引き上げへ転換するよう求めること。
3. 浜通りを中心に、特養ホームや老人保健施設の職員不足によって施設が十分稼働できない状況が生まれていることから、県独自に待遇改善策を示すなど緊急の職員確保対策を行うこと。
4. 国保広域化の撤回を国に求めるとともに、市町村国保への国の補助率の抜本的引き上げを行うよう求めること。また、国保資格証明書・短期保険証の発行は行わ

- ず、住民の医療を受ける権利を保障するよう市町村を支援すること。
5. 県民のがん検診・各種健康診断の受診率向上のため、健診無料化をはじめとした諸施策の具体化へ市町村を支援すること。
 6. 65歳過ぎた障がい者についても、一律に介護保険優先とせず、障害者総合支援法のサービスが継続して利用できるよう、国に求めること。
 7. 難病患者の医療費助成制度改定により、申請漏れで従来の助成を受けられない事例が出ていないか県内の実態把握につとめ、必要な救済策を講じること。あわせて新制度の周知を徹底すること。

(2) 生活困窮者対策について

1. 国の経済対策交付金を利用するなどし、早急に福祉灯油を実施すること。
2. 生活保護申請を水際で抑制することのないよう現場職員に徹底するとともに、生活困窮者自立支援制度が生活保護の申請権を侵すものにならないよう注意を喚起すること。
3. 公営住宅の家賃減免を県に準じて実施するよう市町村を支援すること。
4. 路上生活者の公営住宅入居にあたっては、災害に準じた特例扱いとすること。

九、子どもの健やかな成長と教育の充実について

1. 大震災と原発事故により激変した子育て環境の改善に向けた対策を強化するとともに、十分な予算を確保すること。
2. 子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた、雇用、労働政策の抜本的見直しを国に求めること。県として県内経済団体への協力要請を行うとともに、独自の子育て支援策に取り組むこと。
3. 教育費の負担軽減に向けて、給付型の奨学金制度を国に求めるとともに、県独自にも創設すること。
4. 震災特例で実施している高校生の奨学金制度が漏れなく適用されるよう、避難地域の高校生の実態を把握するとともに、制度の周知を図ること。
5. 高校教育に労働基本権をはじめとした働くルールの学習を取り入れること。
6. 義務教育の学校図書館司書を正規職員で専任配置するよう、市町村を支援すること。
7. 増加する児童虐待に機敏に対応するため、児童相談所の専門職員の増員を図るとともに、問題早期発見のため市町村や地域の連携強化に県がイニシアティブを発揮すること。
8. 障がい児の増加の対応、特別支援学校の大規模化と長距離通学の解消を図るため、特別支援教育全体整備計画を早期に見直し地域分散型で増設すること。

以 上